

令和5年3月24日

保護者の皆様

伊勢原市教育委員会

令和5年4月1日以降の市立小中学校の教育活動等について（お知らせ）

日頃より本市の教育活動及び新型コロナウイルス感染拡大防止に対しましてご理解・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、令和5年4月1日以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について、文部科学省及び神奈川県教育委員会より示されたことを踏まえ、本市立小中学校における新型コロナウイルス感染症への対応を以下のとおりとしますのでお知らせします。

なお、これらの対応は、今後の感染状況及び国や県の動向等によって変更する場合がありますことを申し添えます。

1 基本的な対応について

- ・マスクの着用は求めないことを基本とし、学校や教職員がマスクの着脱を強いることがないようにします。
（マスクの着用が推奨される場面）
校外学習等において、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合等。
- ・学校では、常時換気を基本とした換気を実施し、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行います。

2 感染症対策について

（1）基本的な感染症対策

ア 感染源を絶つこと

- ・発熱等の体調不良がある場合は、学校に連絡をした上で、症状がなくなるまで、自宅で休養させてください。
- ・家族に発熱等の症状がある場合にも、お子様の自宅での休養をご検討ください。
- ・毎朝、お子様の健康状態、ご家族の健康状態の確認（検温等）をお願いします。
登校時に、お子様の健康状態を確認します。
- ・学校で発熱等が確認された場合には、速やかに早退をすることになりますので、学校から連絡が取れる体制を整えてください。

イ 感染経路を絶つこと

（ア）手洗い等の徹底

- ・ハンカチやタオル等は2枚以上用意し、特に給食等の際の手洗い時には、清潔なハンカチ等を使用できるようにしてください。
- ・学校では、外から教室に入るとき、咳やくしゃみ、鼻をかんだとき、給食（昼食）の前後、清掃の後、トイレの後、共有のものをさわったときなどに、こまめに手洗いを行うよう指導を徹底します。

（イ）咳エチケット等の徹底

- ・咳やくしゃみの際には、「咳エチケット」を行うよう、児童生徒に指導します。
※咳エチケット … 咳・くしゃみをする際に、他者に感染させないために、マスクやハンカチ・ティッシュ等で口や鼻を覆うこと。

（ウ）教室等の換気等

- ・学校では、常時換気を基本とした換気を実施し、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行います。

ウ 抵抗力を高める

- ・免疫力を高めるため、「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスのとれた食事」を心がけてください。

(2) 感染が疑われる場合の対応について

○以下の場合には、速やかに学校にご連絡ください。

- ・お子様やご家族の陽性が判明した場合
- ・お子様やご家族に発熱等の風邪症状があり、PCR検査又は抗原検査を受ける場合
- ・お子様やご家族が感染したおそれがある場合
- ・お子様が濃厚接触者に特定された場合

○教職員、児童・生徒の感染が確認された場合、感染の状況に応じ、感染拡大防止のため、学級、学年または全校で臨時休業を実施する場合があります。

※学級閉鎖等、臨時休業中は児童コミュニティクラブの利用ができません。

(全校で臨時休業を行う場合は児童コミュニティクラブを閉所します。)

3 その他

◎ 次のような場合には欠席扱いではなく『出席停止』の扱いとすることができますので、学校に申し出てください。

- ・発熱等の症状があり学校を欠席する場合
- ・ご家族に発熱や咳の症状があるなど感染が疑われる場合
- ・お子様やご家族の感染が確認された場合
- ・お子様やご家族が濃厚接触者に特定された場合
- ・お子様やご家族が感染症の検査を受ける場合
- ・お子様やご家族が感染したおそれがある場合
- ・医療的ケアを必要とする場合
- ・基礎疾患等があり、主治医等から登校すべきでないと判断された場合
- ・ワクチン接種を受ける場合や、接種後に発熱等の症状が見られる場合
- ・保護者が感染予防等の観点から欠席させる場合

○新型コロナウイルス感染症に関連し、感染者や濃厚接触者及びマスク着用の有無等による児童生徒へのいじめ、偏見、差別防止に向け、学校でも指導をしております。

○児童生徒本人の陽性が休日に判明した場合は、平日に学校へご連絡ください。

担当課は 伊勢原市教育委員会
学校教育課・教育指導課
TEL 0463-94-4711 (代表)